

## 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

### 第2回 育児支援制度活用のお薦め

男女共同参画推進本部 委員 野坂 優子 (62期)

私は現在、夫と3歳の男児の3人暮らしです。祖父母は遠方に居住しており援助が見込めないため、夫婦で仕事のスケジュールを調整して育児に取り組んできました。その中で、様々な団体の育児支援制度を利用してきましたが、今回は弁護士会が提供する育児支援制度を活用した感想や弁護士会に期待すること等を述べさせていただきます。

#### 東京弁護士会の育児支援制度の活用

弁護士登録1年目に妊娠・出産を迎えた私は、周囲に同じ境遇の人がいなかったため、弁護士会の育児支援制度を良く知りませんでした。しかし、登録時に受領した資料の中から、偶然「出産・育児を理由とした一般会費の免除」の制度を知り、早速申請することにしました。私の場合、育休期間中は無給であり、その一方で出費は増えていましたので、会費免除の制度は経済的に大変助かりました。また、「会務活動の義務免除」の制度も、登録1年目は既に義務履行済みであったため申請しませんでした。2年目から申請を始めました。子どもが2歳になる頃までは夜泣きの対応で纏まった睡眠すら取れず、肉体的・精神的にも疲れきっていましたので、会務活動の義務から免除された時にはとても安堵したのを覚えています。

一方、「出産に伴う新規登録弁護士研修履修義務猶予」の制度も利用可能でしたが、当時は新規登録弁護士研修だけは完了させたいと思っていたため、申請しませんでした。ですが、産後数週間後に実施された研修に丸一日参加したことが原因で乳腺炎を患い、以後、高熱と胸の痛みに悩まされるようになり、後になって研修への参加を非常に後悔しました。

私が利用した以外にも弁護士会では様々な便利な

育児支援制度を提供していますので、出産・育児をご予定または育児中の方は、できるだけ心身に無理のないよう各種制度を活用していただきたいと思います。

#### 弁護士会等に求めること

育児中の女性の多くは、以前は自己研鑽に充てていた時間の多くを子どものために費やさざるを得なくなると思います。私も、興味深いセミナーや研修の案内を受けても、子どもの面倒を見る人がいない等の理由で多くの場合参加を諦めてきました。そこで、弁護士会に対しては、空いた時間で研修が受けられるネット研修の増加や、託児付き研修の増加等を検討していただきたいと思います。加えて、弁護士会としては、長時間勤務を当然と考える弁護士業界の意識改革にも取り組んでいただきたいと思います。幸い私の勤務先は、私以外にも育児中の女性弁護士が活躍しており育児に対して大変理解がありますが、そのような事務所はまだ少数と思われます。女性が引け目を感じずに育児に取り組める環境が広がるよう、モデルケースの紹介等を通じてワーク・ライフ・バランス向上の推進に取り組んでいただきたいです。

一方、育児経験のある女性弁護士には、ぜひ、女性メーリングリストへの登録や、男女共同参画推進本部への参加等を通じて、ご自身の声を発信していただければと思います。同推進本部のメンバーは公募されていませんが、興味のある方は会長推薦によって委員になることが可能です。実際に私もこの制度を利用して同推進本部のメンバーとなりましたが、各月の会議は、弁護士会における男女共同参画の取組みを知り、またそれに対し意見を述べるができる良い機会となっています。ぜひ一人でも多くの方のご参加をお待ちしております。